

諮問番号：平成28年度諮問第23号

答申番号：平成28年度答申第23号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

次の事情を顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当資格喪失処分）は、違法、不当であり、従前通りに特別児童扶養手当を支給して欲しい。

(1) 対象児童は、普通の子どもではなく、これからも障害が直ることはない。「軽度」であつても障害には違いがない。

(2) 対象児童の父親から養育費をもらえず、パートとして働くが、生活が苦しく、塾にも通わせられない。2年後は受験であり、少しでも身になるように、同手当で塾に行かせたい。

(3) 仕事をしないで国から金をもらって暮らす生活保護の受給者がいる一方、これから先も一人で対象児童を育てていかなければならないシングルマザーの家庭のことも考えて欲しい。

#### 2 処分庁の主張の要旨

(1) 特別児童扶養手当認定診断書の記載から、コミュニケーションの困難さは一部認められるものの、不適応な行動が常時・頻回に出現するとは認められず、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られる」とまではいえない。

(2) 主治医の精神医学的総合判定は「軽度」であり、一定の障害の状態にあることは認められるが、総合的に判断して、「日常生活は極めて困難であるもの」に該当するとまではいえない。

(3) 処分庁は、前記(1)及び(2)の判断に基づき、原処分を行った。

なお、本件審査請求の理由から、審査請求人が経済的な困窮状態にあることは理解するが、処分庁は、同診断書に記載されている事項に基づき、特別児童扶養手当障害程度認定基準（認定基準）に照らし合わせて、障害程度に係る支給要件に該当するかどうかを判断しており、処分庁として判定した内容は、適正なものである。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 審査請求人は、対象児童に係る個別の事情を挙げ、そうした事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であり、従前通りに特別児童扶養手当を支給するよう主張しているものと解される。

しかしながら、審査請求人の主張する事情のうち、前記第2の1(1)に掲げ

るものについては、同手当の受給資格が認定されるためには、同診断書に記載の障害の状態が、嘱託医師の審査判定も得て、総合的にみて、認定基準等に合致する必要があるところ、本件においては、そうしたものに合致しないとされ、審査請求人の主張は採用できない。

また、審査請求人の主張するその余の事情は、いずれもその経済的事情への考慮を求めるものであるが、同手当は、医学的・専門的見地からの障害認定の適正性を確保するため、同診断書に基づく総合的な認定により支給・不支給が判断されるから、そうした経済的事情を考慮すべき余地はなく、その主張は採用できない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

平成29年1月10日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月20日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害による障害の程度は、認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており（第7節の1）、主治医が作成した特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて処分庁が行うものであって、その判断は、嘱託医師の医学的・専門的な審査判定に基づく処分庁の合理的な裁量に委ねられているものとみるべきである。

そこで、本件についてみると、原処分的前提として、嘱託医師は、その医学的・専門的見地から、同診断書の内容を総合的に考慮した上で、判定を非該当としていることが認められ、かかる嘱託医師の判定については、その過程において看過し難い過誤欠落があるとは認められず、当該判定に基づいて行った原処分時の処分庁の判断には、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用してなされたものというほどの著しい不合理性は認められないから、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点はないというべきである。

加えて、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却するべきであるとした審理員意見書の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	八	代	眞	由美